

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市条例第4号

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年瀬戸市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(議員報酬の額) 第2条 議長等の議員報酬月額は、次に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 議長 <u>548,000円</u> 副議長 <u>480,000円</u> 議員 <u>450,000円</u>	(議員報酬の額) 第2条 議長等の議員報酬月額は、次に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 議長 <u>549,000円</u> 副議長 <u>481,000円</u> 議員 <u>451,000円</u>

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。